

「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則改正」の様式改訂に係る連絡について（総務部）

前号にてお知らせしましたとおり、「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する改正規則」が平成 24 年 7 月 9 日より施行されます。

今回は前号でご案内した職務上請求書の様式改訂ポイント以外の部分についてお知らせいたします。

<現行様式の経過措置について>

○平成 25 年度版の職務上請求書より、前号でご案内した様式改訂ポイントが反映された新様式の職務上請求書を導入する予定です。

○現行様式の職務上請求書で外国人住民の住民票の写し等を交付請求する場合は、平成 25 年 3 月 31 日までの期間に限り、様式表面にある「住民基本台帳法第 12 条の 3 第 7 項による基礎証明事項以外の事項（4）」内の「本籍」の後ろに「又は国籍・地域」を追記する（※次ページ参照）ことにより使用できる取扱いとしております。

<現行様式から新様式への無償差し替えについて>

○平成 25 年 4 月 1 日より新様式の職務上請求書に切り替えとなりますので、現行様式から新様式への無償差し替えを行う予定です。

○差し替え対象は、所属単位会からご購入いただいている現行様式綴りで、1 枚でも未使用分がある限り対象となり、1 会員につき最大 2 冊となります。

○差し替えは平成 25 年 1 月より、単位会事務局で実施させていただく予定です。

※詳細につきましては、改めてお知らせします。

戸籍謄本(戸籍法第10条の2第3項)

等職務上請求書

住民票の写し(住民基本台帳法第12条の3第2項)

長 殿

平成 年 月 日

請求の種別	<input type="checkbox"/> 戸籍 <input type="checkbox"/> 除籍 <input type="checkbox"/> 原戸籍 …… 謄本・抄本 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 除票 <input type="checkbox"/> 戸籍の附票 …… の写し <input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書		通
	本籍・住所 (1)		
	筆頭者の氏名 世帯主の氏名 (2)		
請求に係る者の氏名・範囲 (3)	フリガナ	<div data-bbox="1098 573 1578 949" style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; background-color: #fff9c4;"> <p>「<input type="checkbox"/>本籍」の後に「又は国籍・地域」を追記して、「<input type="checkbox"/>本籍又は国籍・地域」に。 ※控え用紙にも転記されるよう記入願います。</p> </div>	
	氏名		
住民基本台帳法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項 (4)	<input type="checkbox"/> 世帯主 <input type="checkbox"/> 世帯主の氏名及び世帯主との続柄 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> その他 ()		
利用目的の種別	請求に際し明らかにしなければならない事項		
戸籍法第10条の2第1項等、住民基本台帳法第12条の3第1項等による業務を遂行するために必要な場合 (5)	業務の種類:		
	依頼者の氏名又は名称:		
	依頼者について該当する事由 <input type="checkbox"/> 権利行使又は義務履行 <input type="checkbox"/> 国等に提出 <input type="checkbox"/> その他正当な理由 上記に該当する具体的事由:		
提出先又は提出先がない場合の処理 (6)			
請求者 (7) 事務所所在地 事務所名 行政書士氏名	行政書士会所属		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">職印</div>
登録番号及び電話番号 (8)	登録番号 第 号	電話番号 — —	
補助者 事務所所在地 氏名	印		



本取扱い内容は、総務省の担当課より、全国の自治体に周知される予定です。